

# 令和7年度活動方針並びに事業計画

## 活動方針

### I 基本方針

人権は、国籍・性別・出身・経歴等を問わず、地球上のあらゆる人々に普遍的に保障されている基本的な権利です。それは、私たちが人間らしく生きるために必要な権利です。

最大の人権侵害と言われる戦争が、今も各地で継続され、多くの命が失われ続けています。人権と尊厳を踏みにじり、人々の生活を破壊する行為は、決して正当化されはなりません。今年は、太平洋戦争の終結から80年の節目の年でもあり、たとえ小さなことであっても、私たち一人ひとりが何ができるか考え、反戦・平和を求める輪を広げていかなければなりません。

さらに、近年ではインターネット上の誹謗中傷やフェイクニュースの氾濫などにより、だれもが人権侵害の被害者になったり、逆に加害者になったりすると言われています。ネット上で、根拠のない不確かな情報を拡散され、誹謗中傷の標的にされ、追い詰められて自らの命を断たれるといった、悲惨な事件が後を絶たない時代となっています。

本市を含めた近隣地域でも、同和地区内を撮影して YouTube などに掲載する事案が発生しています。市は、京都府や近隣市町とともに、法務局を通じて事業者への削除要請を行っています。本年4月から、権利侵害の防止と円滑な被害者の救済を目的に「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されました。この法律を根拠として、差別的言動、差別情報の拡散などに対して、事業者が厳格な対応を行うように求めるとともに、法律の効果的な運用が図られるように、意識していくことが重要であると考えます。

本協議会では、引き続き市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが誇りを持って生きることができる平和で明るい木津川市となるために、市民の先導役として、「誰一人取り残さない」持続可能な地域社会の実現に向け、積極的な人権啓発活動を行うことを基本とします。

### 2 人権啓発協議会の役割

本協議会は、会員及び市民が、人権問題についての正しい認識と人権感覚を養うことを目的に、研修・広報等の啓発活動に積極的に取組み、平成28年度に制定された人権三法の目的を踏まえ、関係機関並びに各種団体等との連携により人権問題の解決を目指します。

## 事 業 計 画

### 1 人権研修会

人権に関する基本知識を身につけ、啓発活動の指導者としての資質の向上を図る。

#### (1) 会員研修会

会員相互の人権意識の向上を図るため、研修会を開催する。

#### (2) 管外研修会

協議会活動の推進及び会員の知識向上を図るため、管外研修会を開催する。

### 2 人権啓発活動

市民に対する人権意識の向上と人権問題についての理解を深めるため、人権啓発活動を行う。

#### (1) 人権啓発ポスター・コンクールの実施

#### (2) 人権啓発映画上映会の開催

#### (3) 人権啓発研修会の開催

#### (4) 人権文化のつどいの開催

### 3 団体・企業等への支援活動

各種団体や企業における人権意識の向上と人権問題についての理解を一層深め、人権が相互に尊重される組織や職場づくりに向けて、団体・企業等を支援する。

### 4 会員拡大

より多くの組織、団体等や市民の賛同が得られるよう、協議会の趣旨啓発を行うほか、公募等により会員拡大に努める。